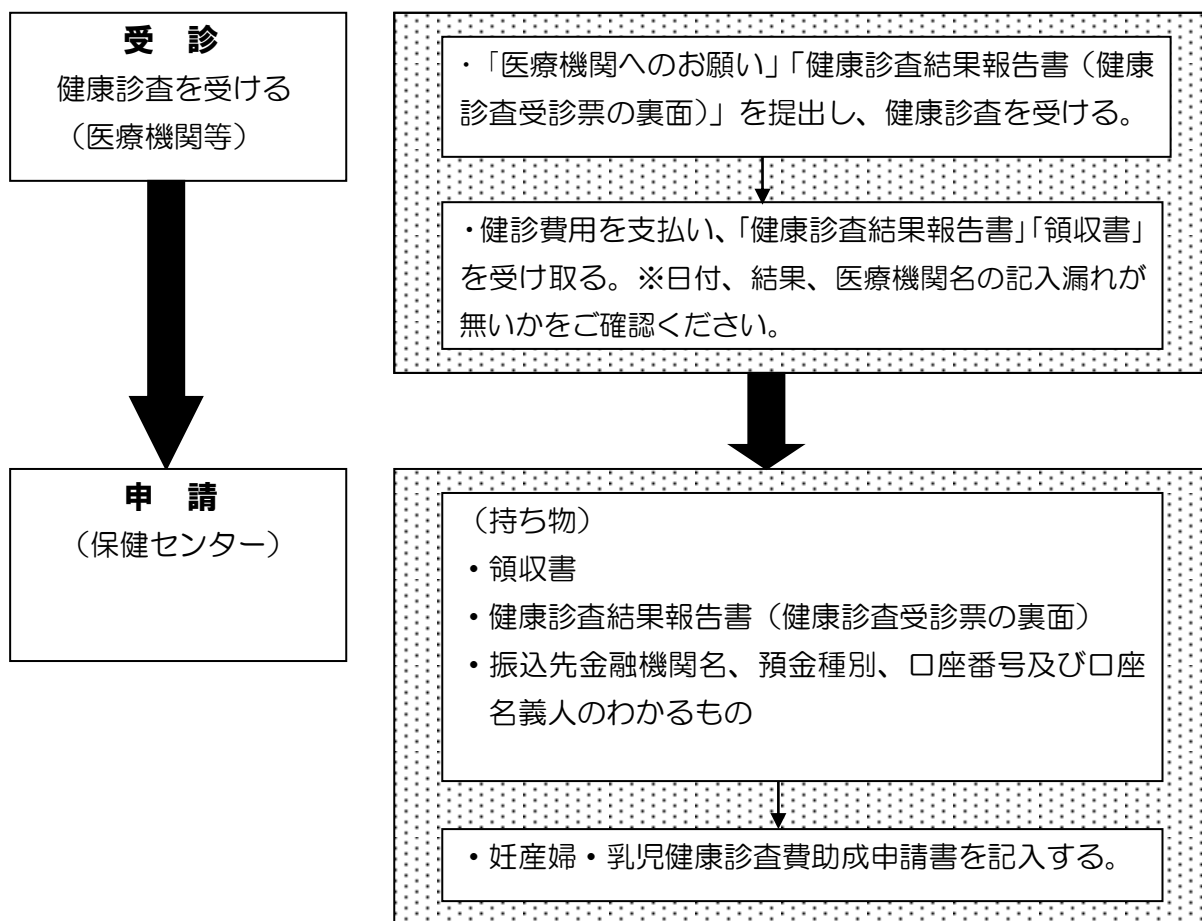


県外医療機関等で妊産婦・乳児健康診査を受けられる方へ

愛知県外の医療機関や助産所（県内を含む）で妊産婦・乳児健康診査を受けた場合に、市が受診費用の一部（上限額は各受診票に記載された健診料をご覧ください）を補助します。

県外医療機関、助産所（県内を含む）で健診費用の全額を支払った後、保健センターにて手続きが必要です。（助産所については、2・3・5・6・7・9・11・13・14 回目・多胎・産婦健診・新生児聴覚検査のみ使用することができます。乳児健診は使用できません。）

1 受診から申請まで



注 意

- 妊産婦健康診査の場合、申請者・口座名義人は、できるだけ受診者本人にしてください。口座をお持ちでない方は、配偶者の方の口座でも構いませんが、その際は、申請者氏名も配偶者の方のお名前をお願いします。
- 乳児健康診査の場合、申請者と口座名義人は同一人（保護者）にしてください。

2 補助対象の検査内容について

各健康診査費の補助の対象となる検査内容は、下記のとおりです。

※各検査の詳細は健康診査報告書（健康診査受診票裏面）に記載されています。

妊婦健康診査	1回目	基本健診、超音波、初回血液検査
	2、3、5、6、7、9、11、13、14回目	基本健診
	4回目	基本健診、超音波
	8回目	基本健診、超音波、血算、血糖 HTLV-1 抗体検査、性器クラミジア感染検査
	10回目	基本健診、GBS（子宮頸管の細菌検査）
	12回目	基本健診、超音波、血算
	多胎（1、2、3、4、5回）	基本健診
	子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診
産婦健康診査		健康状態の把握、血圧、尿検査（蛋白・糖）、子宮復古、悪露、メンタルチェック
新生児聴覚検査		耳鼻咽喉学的診察、聴性誘発反応検査又は耳音響放射検査
乳児健康診査		基本健診

※上記以外の検査を実施した場合は補助の対象外です。

※妊婦健康診査受診票は、出産後は使用できません。

3 申請期間

◎健診を受診した日から2か月程度を目安に申請してください。

※各健診の受診日から1年以内に申請手続きをされないと、補助を受けることができません。

【申請を一括でされる方の例】

里帰り中に、妊婦健康診査受診票の11回～13回、産婦健康診査受診票、乳児健康診査受診票（1か月児健診として）を使用し、まとめて申請する場合。

受診票	受診日	申請期限
妊婦 11 回	2025年2月14日	
妊婦 12 回	2025年2月28日	
妊婦 13 回	2025年3月 7日	
産婦 1 回	2025年4月23日	
乳児 1 回	2025年4月23日	
		2026年2月14日
		※県外の医療機関や助産所を初めて受診した日から1年以内が申請期間です。

※5回一括で申請を行う場合

【問い合わせ】

北名古屋市保健センター

電話番号 (0568)23-4000